

飯塚桃葉と波濤蒔絵鞍の制作

大橋俊雄¹

[Toshio Ohashi¹: Iizuka Toyo and the saddle that he designed waves]

要旨：江戸時代の徳島藩主である蜂須賀家が所持していた波濤蒔絵鞍（現在個人蔵、徳島県指定文化財）について、この鞍が安永9年（1780）に幕府鞍打の辻山城守政雄から贈呈されたものであること、天明元年（1781）に藩御抱蒔絵師の飯塚桃葉が阿波の鳴門意匠を蒔絵したことを、文献史料を用いて明らかにする。

キーワード：漆工、蒔絵、鞍、大坪道禪、鳴門、観松斎、飯塚桃葉

はじめに

波濤蒔絵鞍（個人蔵、図1～3）は、同意匠の鏡（徳島市立德島城博物館蔵）とともにかつて徳島藩主蜂須賀家に伝来し、御抱蒔絵師の観松斎飯塚桃葉が蒔絵をほどこしている。明治32年（1899）には、日本美術協会の春季美術展覧会に、観松斎作鳴門蒔絵、大坪入道禪作として蜂須賀茂韶が出品している（青木、2001）。この鞍について、蜂須賀家が入手し、装飾をあらためた経緯を明らかにしたい。

1. 波濤蒔絵鞍の概要

まず波濤蒔絵鞍（以下、波濤鞍と略称する）の概要を述べる。

木製漆塗の海有鞍。両輪の表面にはうねり逆巻く波を意匠し、中央に左万字紋を据える。波は金、青金、銀の肉合研出蒔絵で、線を付描し、飛沫を金銀鋳で表す。左万字紋は金金貝で、万字と輪を一枚板で成形し、魚々子を打った別板を間地にはめる。蒔絵の背景は梨地で、大小2種類の金鱧粉を透漆で塗りこめて研ぎ出す。両輪の縁は金地、裏面は詰梨地、居木の表面は詰梨地、縁は金地、裏面は黒塗である。

前輪の州浜形縁に「大坪道禪作」（図4）、右爪先に「観松斎〈花押〉」（図5・6）の金蒔絵銘がある。室町時代の鞍打の名工大坪道禪が作ったとされる鞍に、観松斎飯塚桃葉が髹漆と蒔絵をほどこしたことがわかる。

阿波の鳴門は、今の兵庫と徳島の県境となる鳴門海峡

にあり、渦潮の奇観でひろく知られている。歌に詠まれた名所で、江戸時代には蜂須賀家が領し、同家の家紋が左万字であった。絵画では、荒波と岩で鳴門をしめす作品があるが、波濤鞍では、藩主の家紋と波でそれを象徴させている。

2. 飯塚桃葉の事跡

波濤鞍に蒔絵を行った観松斎飯塚桃葉について事跡をまとめたい。

桃葉は初名源六、諱秀久で、宝暦14年（明和元、1764）5月に10代藩主重喜に召し出された。15人扶持刀番支配で、桃葉の名と観松斎知足の細工銘をいただいた。江戸に住んだが、はじめだれに漆工技術を学んだかなど、召出前の経歴は不明である。

明和3年（1766）正月には、藩士に準じる身分を与えられた。同年6月までに、越後国長岡藩主牧野忠寛所用の兎蒔絵印籠、雲霞桜花散蒔絵印籠、千鳥蒔絵印籠（いずれも長岡藩主 牧野家史料館蔵）を制作した。同4年12月に、惣髪、小普請組格と熨斗目着用御免、御次末御目見を仰せ付けられ、たびたび席画を披露した。

明和5年8月に、幕府奥絵師狩野栄川典信の下絵により進物用の料紙箱・硯箱1組と硯箱1つ、別に印籠2つを仕上げ、11月に褒美をもらった。同6年には、正月に例年のとおり鶴蒔絵盃1組を納め、8月に幕府奥右筆の柴村盛方に渡す浪柳蒔絵印籠を作った。同7年6月に御直支配となり、同8年11月に百草蒔絵葉巻筒（根津美術館蔵）を仕上げた（多比羅、2011）。なお同5年か

2018年12月2日受付、12月26日受理。

¹ 徳島県立博物館、〒770-8070 徳島市八万町文化の森総合公園。Tokushima Prefectural Museum, Bunka-no-Mori Park, Hachiman-chō, Tokushima 770-8070, Japan.



图 1. 波涛蒔絵鞍 個人蔵.



图 2. 波涛蒔絵鞍 個人蔵.



図3. 波濤蒔絵鞍 後輪（部分） 個人蔵.



図4. 波濤蒔絵鞍 「大坪道禪作」銘.



図5. 波濤蒔絵鞍 前輪右爪先「観松齋〈花押〉」銘.

ら安永6年(1777)のあいだに、蓮池雲龍蒔絵厨子(妙心寺天授院蔵)を制作した(永島, 2004)。

安永2年2月には、国許で隠居していた重喜の御前に召され、紋付羽織と帯をいただいた。同4年8月に宇治川蚩蒔絵料紙箱・硯箱(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)を完成させた。

安永9年4月に、鞍に藤の図を蒔絵し、天明元年(1781)5月以後は、鞍や鐙への蒔絵が多くて手づまりになった。それでも、大坪道禪作の鞍・鐙では念入りにするよう指示された。同年9月、稲葉通龍の著した「装剣奇賞」の「印籠工名譜」に名が載せられた。同2年9月に箏銘九江に瀟湘八景図(徳島県立博物館蔵)を蒔絵し、同5年12月までに、鷹司家と蜂須賀家の縁組にあわせ、塩山葦手蒔絵細太刀拵(東京国立博物館蔵)を制作した。

天明7年9月に剃髪し、同8年8月に江戸半田稻荷神社の石造狐台座(同神社蔵)を再興した。寛政2年(1790)9月に没した。その後、後継者の桃枝が観松斎桃葉の号を引き継いだ。

なお重喜の正室は、筑後国柳川藩主立花鑑通の妹である。桃葉は、蜂須賀家が立花家に贈ったと思われる祇園守紋蓬萊蒔絵盃(立花家史料館蔵)を作り、銘に63歳の行年書を入れている。制作年はわからないが老年期のものである(高尾, 2007)。

桃葉の蒔絵は、18世紀後半における、大名家の美意識と奢侈の風を映し出している。

3. 鞍の譲与

蜂須賀家が波涛鞍を入手した経緯をたしかめたい。

波涛鞍には現在4通の書付があり、このうち史料1の極折紙と史料2の添状が本来のものである。どちらも安永9年(1780)3月21日に幕府鞍打の辻山城守政雄が認めている。2通とも近年の火災により上部が損傷している。

[史料] 1 (図7)

海有之鞍
大坪入道々禪

無双之珍器也
代金無高

安永九庚子年
三月廿一日

辻山城
政雄 〈花押〉

[史料] 2 (図8)

此御鞍、私代々所持
仕候、無双之出来物也、
芸州公御家ニ、折紙
無高之元祖之鞍
一口有之、右二口之内、
此御鞍、別而勝申候、
乍憚、御秘蔵可被遊候、
以上

辻山城

子 三月廿一日 政雄 〈花押〉

(読点は稿者が補う、以下同じ)

この鞍は大坪道禪の作で、貴重すぎて代がつけられない、当家に代々伝わった無双の品で、芸州浅野家伝来の道禪作より優れているので御秘蔵ください、とある。波涛鞍にある「大坪道禪作」の蒔絵銘は、これらの史料に対応している。

大坪道禪作鞍は、辻政福が文政2年(1819)に蜂須賀家に提出した「成立書并系図共 辻儀三郎」(徳島大学附属図書館蔵)でも触れられる。政福は辻家の養子で儀三郎と称し、寛政9年(1797)9月に鞍打として蜂須賀家に抱えられた。安永年中に養父政雄が蜂須賀家に入入りし、政福の召し抱えを頼みこんだ結果であった。同書の政福の箇所以下に以下の記述がある。

[史料] 3

先祖辻山城守政也以来、持伝御座候、鹿園院殿御作鞍、元祖大坪道禪作鞍、所持仕候処、右大坪道禪作鞍之儀者、先年養父時代奉指上候、鹿園院殿御作鞍者、私迄持伝御座候処、享和元辛酉年八月十五日、奉指上候、

辻家伝来の鞍に足利義満作と大坪道禪作があり、前者は享和元年(1801)に政福によって、後者は養父の時代に蜂須賀家に差し上げられたという。史料3の大坪道禪作鞍は波涛鞍のことで、史料1・2から、安永9年3月21日の直後に譲られたと考えられる。史料3では鞍のみに触れるが、もともと鐙があったのか、後で組み合わされたのかは未詳である。

4. 鞍・鐙の蒔絵仕直し

国文学研究資料館所蔵の「阿波国徳島蜂須賀家文書」に、「一、無難正宗、民増志津、臂鎧落シ長光を始、数々



図6. 波濤蒔絵鞍 「観松齋〈花押〉」銘.



図7. 波濤蒔絵鞍 極折紙 個人蔵.

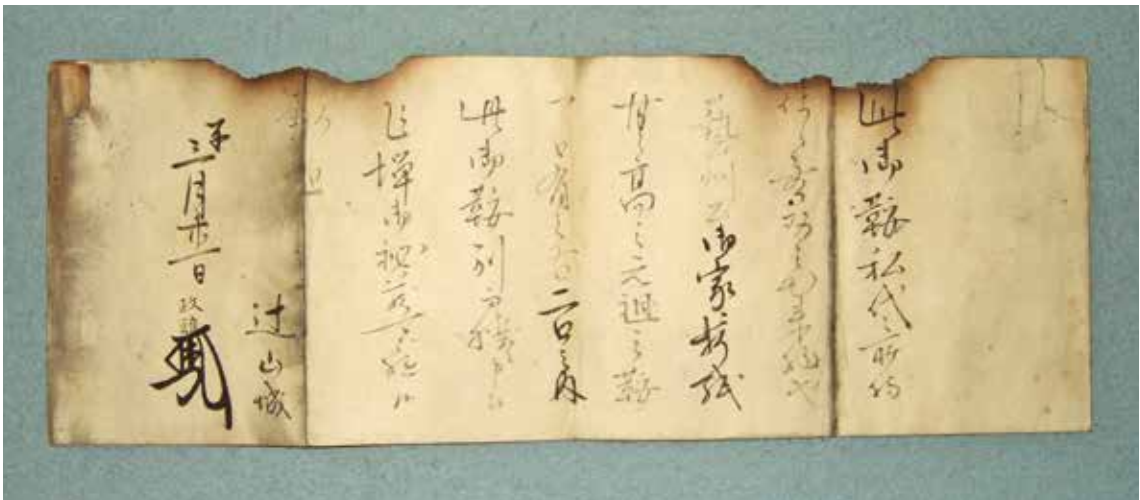


図8. 波濤蒔絵鞍 添状 個人蔵.

御良刀之伝来、御鞍鐙等、御調上一卷御帳」と題された史料がある。内容は、安永・天明期における蜂須賀家の武具馬具の調達の記録で、鞍と鐙の蒔絵仕直しの記事が認められる（小川、1996）。以下の2章では、この史料にもとづき、天明元年（1781）閏5月以後に、桃葉が波濤鞍の仕直しを始めたことを指摘する。ただし原文の引用は、必要最小限にとどめることをあらかじめお断りしておきたい。

天明元年4月に11代藩主治昭が江戸にきた。奥小性の集堂勇左衛門が御供し、政元作鐙、貞仲作鞍も運ばれた。勇左衛門は、国許の大谷藩邸で隠居している重喜のために、政元作鐙と組になる同作鞍、貞仲作鞍と組になる同作鐙、大因幡作鞍・鐙、ほかに鐙5懸ほどを江戸で入手するよう命じられていた。

小名木沢下屋敷とみられる江戸藩邸では、安永7年（1778）から同9年にかけて鞍と鐙を購入し、蒔絵仕直しのため桃葉に預けていた。勇左衛門のうわさを聞き、それらを取り寄せて史料4の目録をまとめた。

[史料] 4

戊ノ年盆後御調上 黒塗
一、壺脊 元祖道禪作御鞍鐙

亥ノ盆後御調上 黒塗蒔絵
一、壺脊 伊勢大和守貞良作右同

子ノ年盆後御調上
一、壺脊 駿河守貞雅作右同
但、鞍ハ黒塗、鐙ハ梨子地、
両度ニ御調上

戊ノ年盆前御調上
一、壺脊 政也作 右同
菊蒔絵之処、摺落シ塗下地相成り居申候処、取寄申候

しかし江戸藩邸に、大谷邸から4月28日付で史料5の書状がきた。内容は、元祖道禪作鞍・鐙は内外面を随分よい濃梨地とし、蒔絵は格別面白い図を工夫し、十分念をいれて素晴らしい出来にするよう、桃葉に懸け合い申し付けるように、そのほかの鞍と鐙も、桃葉の考えで仕立てるはずだが、急いで仕上げるよう再度伝えよというものであった。江戸藩邸はこれを史料4にある鞍・鐙についてと解し、ふたたび桃葉に差し戻した。

[史料] 5

御国状之扣
一筆致啓達候、然者、元祖道禪作御鞍鐙、内外とも、随分宜濃梨地ニシテ、蒔絵之儀ハ、格別面白き図存付、随分念ヲ入、宜致出来候様、桃葉へ御懸合、御

申付可有之候、且其余之御鞍鐙も、桃葉存寄ニ仕立候様、先達而申達置候へ共、猶又申達候条、急々致出来候様、申付可有之候、右之段、為可申達、如斯御座候、恐惶謹言

佐和 本庄
四月廿八日 樋口 稲田
五嶋 小野
安富 里見
生駒 渡部 当テ
内藤 斎藤

一方、勇左衛門には大谷邸から、鞍と鐙を至急手配するよう5月26日付で催促の書状がきた。重喜は鯉蒔絵鞍・鐙を手許にとどめ、のこりを蒔絵仕直しのため江戸に下していた。しかしこの鞍に傷ができたため、仕直しとあらたな調達を急がせた。史料6-1は書状中にある覚で、大谷邸が仕直しを目論んだ品があげられる。史料5の元祖道禪作鞍・鐙は、こちらの大坪入道道禪作をさしていた。

[史料] 6-1

一、御鞍、藤蒔絵
朝倉右京進政元作

一、御鞍、黒塗 長殿作
一、御鐙、黒塗緑唐草 右同作
一、御鞍 大坪入道道禪作
一、御鐙 右同作
一、御鞍 辻山城守政也作
一、御鐙 右同作
一、御鞍、黒塗 伊勢因幡守貞仲作
一、御鐙、黒塗 右京進政元作
一、追而、御調成候旨、申来候、駿河守御鞍鐙

大谷邸は、人手が足りなければ桃葉以外の職人にもさせるよう求めた。しかし史料6-2のように、大坪道禪作鞍・鐙は、狩野栄川典信が描いた下絵か、治昭に約束した下絵を使うか、いずれにせよ桃葉が蒔絵をするようにと念をおした。

[史料] 6-2

一、右相達有之候御鞍鐙之内、大坪道禪作之御鞍鐙ハ、
太守様御鞍鐙、栄川老下絵写之方ニ而も、又者
太守様え、御約束被遊候下絵之方ニ成共、何分右
之御鞍鐙ハ、桃葉作ニ御申付可有之候

史料5・6の元祖道禪作鞍・鐙は、鐙と合わされた波濤鞍であろう。安永7年に入手した史料4の元祖道禪作鞍・鐙とは別のものである。

波濤鞍を史料5の記述と照合すると、大きさのちがう金鏝粉を透漆で塗りこめ、均一に研ぎ出すのが「随分宜しき濃梨地」である。阿波の鳴門が「格別面白き図」であり、高低差のある肉合研出蒔絵、数多の金銀紙、端正な金具の手法などが「随分念を入れ、宜しく出来致す」ことを具体化する。桃葉にしては付描が異風だが、時間的な制約がひびいたと思われる。鞍の仕様が記述とよく合致している。

波濤鞍には下絵作者銘がない。これは史料6-2のうち、「栄川老下絵」でなく「太守様へ、御約束遊ばされ候下絵」が使われたからであろう。幕府奥絵師が下絵を描いたのなら、銘に記されるのが自然であるが、それがない。重喜が治昭に、好みの意匠を桃葉に工夫させると約束したと思われる。桃葉はたびたび席画を披露しており、どのような図柄が喜ばれるのか熟知していた。

5. 鳴門蒔絵の制作

集堂勇左衛門は、前章にあげた天明元年（1781）5月26日の催促にこたえ、閏5月21日付で史料7の鞍と鐙を大谷邸に送った。いずれも入手して間がなく、貞仲作鐙は同作鞍と、政元作鞍は同作鐙と合わせる予定であった。史料6-1の駿河守鞍・鐙は、交渉が大詰めを迎えていると報告された。

[史料] 7

- 一、伊勢因幡入道貞仲作御鐙 折紙
- 一、朝倉右京進政元作御鞍 折紙
但御鞍鐙共藻二鯉蒔絵也
- 一、伊勢兵庫頭伊勢守貞宗作御鞍鐙 折紙
但作塗
- 一、北条玄庵作御鞍鐙 折紙
但作塗
- 一、伊勢兵庫頭貞陸作御鞍鐙 御鞍折紙
但飛龍蒔絵
- 一、伊勢次郎貞茂作御鐙 折紙
但作塗
- 一、沼田上野介光延作御鐙 朱銘入
但作塗
- 一、沼田上野介光兼作御鐙 朱銘入
但作塗
- 一、沼田勘解由清延作御鐙 朱銘入

但作塗

江戸藩邸は同月24日、江戸滞在中の勇左衛門へ史料8の書状を渡した。駿河守作と大坪道禪作の2つの鞍・鐙について、桃葉が塗下地を始めているか確かめ、寸法紙形を差し上げると伝えた。駿河守作は後述のとおり史料6-1のものと区別され、史料4の駿河守貞雅作との関係も不明である。大坪道禪作は波濤鞍・鐙であり、寸法紙形は意匠下絵を検討するのに使われる。

[史料] 8

御手紙致拝見候、然者、御隠居様、御鞍鐙、御塗ニ下り有之候内、駿河守并道禪作之御鞍鐙、御蒔絵下地ニ懸居候哉之旨、先達而、急々仕立候様、桃葉へ申置候間、取懸り居可申と存候、尚又、相尋遣可申候、右御品之儀、太守様ニも、被為 仰蒙候御事ニ被為 入候間、右両作之寸法紙形、指上候様、被 仰出候間、急々出来、指上可申旨、御紙面之趣致承知、早速桃葉へ申遣候、以上

生駒治兵衛

閏五月廿四日

渡部庄兵衛

内藤又左衛門

斎藤文右衛門

集堂勇左衛門様

勇左衛門は11月19日に大谷邸へ書状を出し、支払い予定の品目として史料9-1をあげた。このうち駿河守貞雅作鞍が史料6-1の品で、予想に反して鞍の単体であった。書状中の史料9-2によると、手持ちの駿河守作鐙とも大きさが合わなかった。史料9-3では、典信の下絵が駿河守作鞍・鐙に調い、道禪作にはまだできないとある。典信は、史料8の鞍・鐙の意匠下絵を頼まれたが、道禪作を敬遠したようである。鳴門の意匠は、この書状が記されてほどなく、桃葉が描いたのであろう。

[史料] 9-1

- 一、桐蒔絵御鞍鐙 御鐙、貞茂作添状有
- 一、朝倉勘解由元能作御鐙
- 一、駿河守貞雅作御鞍 折紙有
- 一、大因幡守貞長作御鞍 折紙有

[史料] 9-2

- 一、駿河守御鞍ハ、先達而、又左衛門手元ニ而、御求上ニ相成候御鐙と合せ、御蒔絵出来候様と、

被 仰聞候得共、又左衛門手許ニ而、御求上候鑑者、大形ニ而御座候、右御鞍之方ハ、小形ニ而、一通リ之恰合ニ御座候

[史料] 9-3

一、先達而、

太守様え、被 仰含候通、駿河守御鞍鑑之儀ハ、栄川老、御下絵御出来ニ御座候、道禪之方ハ今以出来不仕候、尤右之方ハ、御同様ニ被 仰付度、私共も、相願候事ニ候へ共、兎角、壺通り之御絵ト違、御下絵等、別而出来速取兼申候、右之懸リ故、漸
太守様、御蒙之御下絵斗、先出来仕候

国許に送った鞍と鑑の一部は、取り合わせが定められたうえ、蒔絵仕直しのため10月に江戸に戻された。また天明元年中には、ほかに加賀守貞直作の鞍と鑑も調べられた。こうした出来事は、本稿の論旨からはずれるので省略する。

まとめ

波涛鞍は、安永9年(1780)3月下旬に幕府鞍打の辻山城守政雄が、自家に伝わる元祖大坪入道道禪作とされる鞍を、蜂須賀家に進呈したものである。藩主在府中のことで、一度帰国して翌天明元年(1781)に参勤するこ

ろ、国許にいる前藩主重喜の意向で、ふさわしい装飾をほどこすことが図られた。飯塚桃葉は同年閏5月には仕直しにかかり、11月以後に阿波の鳴門を蒔絵しはじめた。

波涛鞍の蒔絵は、作者と伝来がたしかで、制作期がおさえられる漆工史上の基準作品である。

謝 辞

本稿の執筆と写真掲載にあたり、所蔵者より御配慮をいただきました。記して感謝を申し上げます。

引用文献

- 青木 茂. 2001. 近代日本アート・カタログ・コレクション 020 日本美術協会 5. 454p. ゆまに書房, 東京.
- 永島明子. 2004. 初代飯塚桃葉の蒔絵作品(その2) 一妙心寺天授院蔵「蓮池雲龍蒔絵厨子」一基一. 学叢, (26): 79-86.
- 小川裕久. 1996. 飯塚桃葉と徳島藩. 徳島市立徳島城博物館編, 近世御用蒔絵師の系譜, p.66-68. 徳島市立徳島城博物館, 徳島.
- 多比羅葉美子. 2011. 飯塚桃葉 百草蒔絵薬筆筒. 国華, (1391): 60-62.
- 高尾 曜. 2007. 蒔絵盃. 柳川文化資料集成, 2(2): 168-191.